

「水利使用に係る適正性の確認体制および河川法令の遵守意識徹底のための取組実施計画に関する報告書」 および「堤体の安全点検等に関する自己点検計画書」の概要

【水利使用に係る適正性の確認体制】

法令に基づく適正な申請や報告データについてチェックする仕組みを加え、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任が明確となる体制を構築。

1. 工事実施についてのチェック体制

- ・工事実施部署¹が計画した当該年度の工事について、申請担当部署²、ダム管理総括責任者³が年度初めに申請手続き、技術基準適合性等に関する事前チェックを実施。年度途中で必要となった工事はその都度チェックを実施。
- ・前年度の工事申請手続きの実施結果およびチェック結果を本店主管部⁴が年度初めに確認。

2. ダム計測、取水量等に係る報告についてのチェック体制

a. ダムの安全性確認

- ・ダム管理主任技術者（制御所・総合制御所土木担当部署グループマネージャー）を主査とした制御所・総合制御所の計測検討会を1回/月程度の頻度で開催し、制御所・総合制御所管内の全ダムにおける安全性確認・評価を実施。
- ・ダム管理総括責任者³を主査とした支店・電力所の計測検討会を1回/年程度の頻度で開催し、制御所・総合制御所で実施した計測データの確認、安全性評価を各制御所・総合制御所のダム管理主任技術者等を交えて実施。
- ・ダム総括管理者（本店工務部工務土木グループマネージャー）を主査とした本店土木保守管理委員会において、全44ダムの内、重要な19ダムを対象に社内専門家を交えて安全性評価を実施。

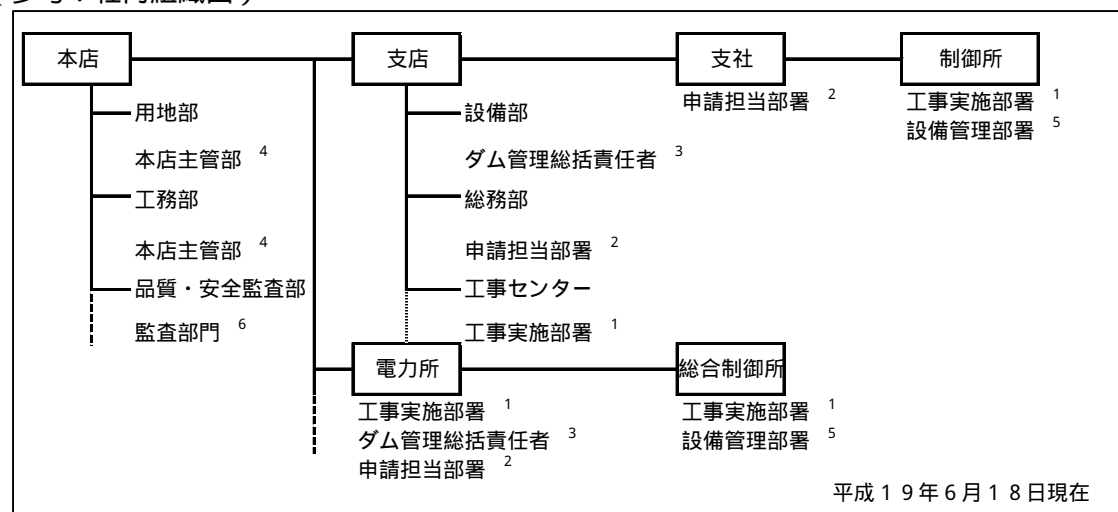
b. 官庁報告資料の適正性確認

- ・設備管理箇所⁵が作成した官庁報告資料について、ダム管理総括責任者³が支店・電力所計測検討会等の場を活用し、官庁報告前に適正性チェックを実施。
- ・本店主管部⁴が官庁報告資料の適正性チェック結果を年度初めに確認。

3. 監査部門による確認

- ・監査部門⁶が保安監査により河川法に関する法令遵守状況を確認。

（参考：社内組織図）



- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1：支店・電力所、制御所・総合制御所の工事実施部署 | 4：本店工務部、用地部 |
| 2：支店・電力所、支社の申請担当部署 | 5：制御所・総合制御所の土木担当部署 |
| 3：支店・電力所土木担当部署グループマネージャー | 6：品質・安全監査部 |

【河川法遵守意識徹底のための取組実施計画】

「河川法令等に関する社員研修の実施」、「規定・マニュアルなど社内規定の整備等の取組み」、「本店等における現場の状況把握」の3点を的確に実施し、河川法令遵守意識を徹底させるための取組実施計画を推進。

1. 「河川法」および「技術者倫理」に関する社員研修の実施

- ・工事担当部署における業務の中核的立場の社員、申請担当部署の社員等を対象として、河川法条項や河川法に係る技術基準等について集合研修を実施。
- ・設備部門の社員を対象に技術者倫理に関するeラーニングを実施。

2. 社内規定の整備等の取組み

- ・河川法申請要否の確認体制や計測データのチェック体制等について、関連する水利業務マニュアル、水力発電所および変電所工事運用マニュアル、主任技術者マニュアル、ダム計測管理マニュアルに反映し、制改定を実施。

3. 本店等における現場の状況把握

- ・前年度の工事申請手続きの実施結果およびチェック結果、官庁報告資料の適正性チェック結果を年度初めに確認。
- ・河川管理者と行った申請要否等の事前協議の結果や指示・指導等の実績を収集し、データベースに随時追加。社内関係箇所との情報共有にデータベースを活用。
- ・研修内容、受講人数等、河川法令研修の実施状況を確認。研修受講者に対してアンケートを実施し、次年度以降の研修計画に活用。
- ・第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化として次の方策を展開。
 - 不適切事例に関する第一線職場との意見交換を行うため、店所巡回キャンペーンを実施
 - 法令に関する相談窓口として「法律相談受付ライン（ヘルプライン）」を設置
 - ダム計測業務に関する技術的課題や法令等の解釈について相談する窓口を設置

【堤体の安全点検等に関する自己点検計画書】

堤体の安全点検、管理体制、関連職員に対する研修等を内容とする自己点検計画（玉原発電所、安曇発電所、水殿発電所、野反ダム）を策定。

1. 堤体の安全点検

- ・月1回の巡視および年1回の外観点検を実施し、ダムの安全性を確認。
- ・月1回程度の制御所・総合制御所計測検討会および年1回の支店・電力所計測検討会、本店土木保守管理委員会において、ダムの挙動に関する計測データの評価を行い、ダムの安全性を確認。

2. 管理体制

- ・次の体制で計測管理を行い、ダムの安全性および水利使用に係る適正性を確認。
 - ダム管理主任技術者：個別ダムの安全性確認・評価全般の責任者等
 - ダム管理総括責任者：制御所等で実施した計測データの確認および安全性評価の総括管理等
 - 本店ダム総括管理者：ダム安全性評価に係る全社的な課題の解決、水平展開に関する総括管理等
 - 内部監査部門：保安監査において河川法に関する業務監査等を実施

3. 関連職員に対する研修

- ・ダム管理に関する研修時に、ダム計測業務に関する基本的な研修を追加実施。
- ・制御所・総合制御所検討会において、ダム管理主任技術者による各ダムの計測評価に関する講習を実施

4. 第三者による堤体の安全点検

- ・上記の自己点検に加え、第三者による堤体の安全性点検を実施。